

「主幹制」の運用状況について

(平成18年4月1日現在)

県市名	職名	人数規模(上段)及び1校あたりの配置基準(下段) ＜上段の単位:人＞					配置の考え方	主幹等と主任の関係	主幹等に期待する役割	主幹等の選考方法
		小学校	中学校	高等学校	特殊教育諸学校	合計				
埼玉県	主幹	0	3	125	8	136	県立学校の管理規則上は、「学校に主幹を置く」として全県立学校に配置することとしているが、「特別の事情があるときは、これを置かないことができる」とし、主幹の配置については、学校の規模や実情等を総合的に判断し決定している。	f	主幹は、教頭の職務遂行が円滑に行われるよう、全般にわたり教頭を助ける。	高等学校管理職候補者名簿登載者のうち、学校に勤務する教諭及び養護教諭である者を主幹に命じている。
		未設置	特になし (県立のみ設置。市町村立は未設置。)	特になし	特になし					
東京都	主幹	1,722	1,432	713	229	4,096	各学校に、配置基準の数の主幹を計画的に配置する。 (平成15年から7年程度)	主幹は主任を兼任する。	経営層である校長・副校長と、実践層である教諭等の調整的役割であり、主任との違いは①「職」として任用②給料表が特2級③職務命令を発することができる等である。	個人面接及び日常の勤務実績等により選考する。 ○区分A(申込制)東京都教育委員会が個人面接と書類選考を行う。 ○区分B(推薦制) ・区市町村立学校:区市町村教育委員会が個人面接を行い、推薦する人物について、東京都教育委員会が書類選考を行う。 ・都立学校:東京都教育委員会が個人面接と書類選考を行う。
		2人	3人	6人	5人					
神奈川県	総括教諭	1,529	772	515	131	2,947	・分掌や各種委員会を大くくりの組織として再編統合した「グループ」のリーダーとして総括教諭を配置するため、各校種毎の標準的なグループ数が総括教諭の標準的な配置数となる。 ・適材適所の観点から数年をかけて標準数の配置とするため、導入初年度である平成18年度は、基本的に標準数の半数程度を配置。	総括教諭は主任を兼任する。	・総括教諭の職務は主として①校長・教頭の学校運営の補佐、②所掌グループの校務統括、③教職員の人材育成の3つである。 ・主任の職務が校務分掌に関する連絡調整及び指導、助言であったのに対して、総括教諭の職務は主任の職務を包含するとともに、所掌グループの校務に関して、全体の取りまとめや進行管理を行い、また業務の進行管理の必要上グループ員に対する「指示」を行うこともある。	校長の推薦を基に、総合的に選考を行う。
		4人 (12学級以下の小規模校は3人)	5人 (11学級以下の小規模校は4人)	6人 (定時制や通信制の課程は2人)	6人 (職員数が100人を超える学校は状況に応じて配置)					
大阪府	首席	0	0	164	42	206	・高等学校全日制 2名(実業高校全日制は3名) ・盲・聾・養護学校 各学部1名と各学部の連絡調整に1名	首席が主任を兼任することを妨げない。	学校が自主的、自律的に運営されるためには、校長が中長期的な経営ビジョンを示し、リーダーシップを発揮していくことに加え、様々な課題に対し、学校自らが判断し、適切かつ迅速に対処できる組織的に機動的な学校運営体制の構築が必要である。 このため、学校運営組織において、教頭と教職員との間に校務の要となる職として、首席を設置し、学校運営体制・機能の充実を図る。	個人面接。
		未設置	未設置	2～3人	2～4人					
広島県	主幹	33	17	26	0	76	学級数が概ね小学校18学級以上、中学校15学級以上、高等学校18学級以上の学校で、教頭複数配置を除く学校が対象。	学校の運営体制等により兼任している学校と兼任していない学校がある。	・主幹は、校長を補佐し、上司の命を受け、所定の校務を整理することを職務内容とする。 ・主任は、それぞれの担当する事項について、教職員間の指導助言・連絡調整を行うものであり、指示命令(職務命令)を行う権限はないが、主幹は、校長を補佐し主任等の担当する校務を整理する立場から各主任・部間の連絡調整を行うとともに、指示命令(職務命令)を行う権限を有する。	・校長等の推薦をもとに、小中学校においては市町教育委員会が、県立学校においては県教育委員会が選考し、発令している。
		1人	1人	1人	未設置					
川崎市	総括教諭	228	102	-	9	339	・小学校1校4名、中学校1校5名、特殊教育諸学校1校6名を配置総数算定の基礎とし、小規模校は調整する考えであり、今後検証をして決定する。 ・平成18年度は、左記のとおり配置をしている。	学校事情に応じて対応。兼任する場合もある。	・主幹(総括教諭)に期待する役割は、①管理職の学校運営の補佐、②所掌グループの校務統括、③教職員の人材育成の3点。 ・主任は現在の学校運営体制において重要な校務分掌として定着しているものと考えている。 ・総括教諭がリーダーとして置かれるグループは、現在の学校運営組織を基本として編成されるので、その中に主任が含まれていれば、当然、主任は総括教諭に協力して校務にあたることとなる。	・各学校の校長から、任用数の2倍の推薦をうけ、その中から教育委員会が選考。 ・校長の推薦基準は、川崎市立学校に勤務する教員で、原則として大学卒業者は正規教員経験が15年以上(公立学校教員である期間)の者、短大卒業者は17年以上の者とする。ただし、本市教員経験5年以上の教諭及び養護教諭(2級在級5年以上)である者。
		2人	2人	-	3人					
横浜市	主幹教諭	577	264	-	33	874	平成18年度～平成20年度にかけて、上記配置基準へ向けて段階的に配置している過程にある。	主幹教諭は主任を兼任する。	校長及び副校長の学校運営を補佐し、他の職員を統括することで、校長のリーダーシップが取りやすくなるものと期待している。	校長からの推薦に基づく書類選考
		4人程度	5人程度	-	6人程度					
京都市	副教頭	41	19	-	18	78	【小・中学校】 兼任については、各学校の実情に応じて学校長が判断している。 【特殊教育諸学校】 副教頭は主任を兼任せず、主任とは別に校務を担当する。	【小・中学校】 校長・教頭を補佐する管理職に準じたものであり、学校運営を円滑かつ機能的に推進し、学校の教育力の向上を図るために教頭を補佐し、校務を分担するとともに教職員の指導等を行う。 【特殊教育諸学校】 管理職として養護学校の小・中・高等部、それぞれの部において教職員を取りまとめるとともに、養護学校全体での一体となった教育活動の指導に向けて、部という単位を越えた役割も担う。	【小・中学校】 ・小・中の副教頭は校務分掌の一つであることから、選考試験等は行わず、校長の判断により発令している。発令については当該への報告を必要としている。 【特殊教育諸学校】 ・校長からの推薦書を提出の上、当該において面接を行った上で判断している。	
		校長の判断による	校長の判断による	-	各校の学部 の設置数による					